

# 静岡県野球連盟共済会規約

## (名称及び所在地)

第 1 条 本会は、静岡県野球連盟共済会（以下「本会」という）という。

第 2 条 本会は、事務所を静岡県野球連盟（以下「県連」という）の事務局内に置く。

## (目的及び事業)

第 3 条 この規約は、会員相互扶助の精神に基づき、傷害見舞金制度を確立し、大会中事故により傷害を受けた会員を救済するための共済制度を設けるとともに、その他県連事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 事故による傷害見舞金の審査及び支給。
- (2) 会員の相互扶助、福利厚生に関する事業。
- (3) その他県連事業及び本会の目的達成に必要な事業。

## (組織及び資格)

第 5 条 本会は、県連（支部）に登録された会員及び県連役員、各支部役員、審判員をもって組織する。

第 6 条 本会会員は、毎年度各チームが登録する際（様式－1－①、1－②）により会費を添え加入手続きを行うことにより資格を得る。

第 7 条 会員は、前条の条件を失ったとき、または運営委員会が不相当と認めるときは、その資格がなくなる。

## (委員会)

第 8 条 本会に次の委員を置き、県連会長が委嘱する。

- (1) 運営委員 東・中・西 各 1 名
- (イ) 運営委員の構成は、会長・副会長、県連本部役員及び東・中・西選出の共済委員とする。

(ロ) 運営委員長は委員の互選による。

委員長は、本会の会務を統轄し、事業及び会計を県連の総会に報告する。

第 9 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第 11 条 運営委員会は必要に応じ、委員長が招集して行う。

第 12 条 本会の事務、会計は県連事務局及び経理部が行う。

(会 計)

第 13 条 本会は、会費をもって運営する。会費は 1 名につき年額 300 円とする。

第 14 条 会員が資格を失っても納入済みの会費は返済しない。

第 15 条 追加登録または新規加入の場合でも年会費を納入するものとする。

第 16 条 本会計の一部を特別会計等に充当することができる。

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

(附 則)

1. 本規約の改正は、県連総会の承認を得るものとする。
2. 本規約は、昭和 58 年 1 月 1 日より実施する。
3. 昭和 63 年 1 月 1 日一部改正
4. 平成 12 年 2 月 12 日一部改正
5. 平成 21 年 2 月 7 日一部改正